

海外研修補助制度 (Traveling Fellowship) に関する内規

1 目的

本内規は、国際委員会内規第2条(2)に基づき、会員が海外の主要なリハビリテーション医学関連学会に発表すること、もしくは主要な海外のリハビリテーション医学関連施設を訪問して研究に関する情報交換を行い、交流を深めることを補助する海外研修補助制度について定めるものである。

2 財源と支給金額

本医学会の一般会計から国際交流費*として支出する。補助額は1人当たり5～30万円とし、渡航先・滞在期間によって、国際委員会が見積もり、理事会の承認のもと決定される。

3 募集人員

海外リハビリテーション医学関連学会への筆頭演者としての発表もしくは海外リハビリテーション医学関連施設への訪問・業績発表に対して年間4名以内を選ぶ。

4 応募資格

下記の資格を有する者が応募できる。なお、この制度の補助は原則として1個人1回限りとする。

- (1) 45歳以下の会員であること。41歳以上の会員は施設への訪問を行うこと。
- (2) 海外の学術雑誌にFirst Authorとしてリハビリテーション医学に関する原著論文が1編以上あるか、もしくはリハビリテーション医学関連の海外の学術集会あるいは国内外の国際学術集会に1回以上の筆頭演者としての発表の経験があること。

5 補助対象

海外リハビリテーション医学関連学会への筆頭演者としての発表、もしくは海外リハビリテーション医学関連施設への訪問・業績発表を補助する。

6 応募方法

所定の履歴書、業績目録、代表論文に加え、代議員又は申請者が所属する部署の長の推薦状を国際委員会あてに提出する。また所定の書式にしたがって、学会発表の補助希望者は学会名、開催場所、日程と発表内容を、施設訪問・施設内発表の補助希望者は訪問先と訪問日程及び訪問先での発表内容を添付する。

7 選出方法

国際委員会が、応募資格の有無、学会・訪問施設の適否、発表内容等を吟味して、書類審査する。

選出された候補者は理事会において最終審査の上、決定される。なお、学会発表の補助について、国際委員会の書類審査は発表演題採択通知の如何に関わらず実施可能であるが、理事会の最終審査は採択通知後に行われる。募集は原則とし

て年1回とするが、補助対象者が募集人員に満たない場合には、追加募集が行われることがある。

8 義務

研修終了後3か月以内に、海外研修報告書を国際委員会に提出する。国際委員会はそれを審査の上、本医学会関連出版物への掲載を検討する。

また、補助を受けた年度以降の会員報告会において、その成果を報告する。

- * 目安；アジア・オセアニア 5～20万円程度
ヨーロッパ・アメリカ 20～30万円程度

附 則

本内規は、令和元年6月12日より施行する。

令和6年9月28日より施行する。